

大口町現職教育研究協議会規則

(名称)

第1条 この会は、大口町現職教育研究協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、大口町現職教育事業運営の適正化及び円滑化を図るものとする。

(構成)

第3条 この会の委員は、次に掲げるものを教育長が委嘱する。

教育委員	2
学校教育課長	1
学校長代表	1
教頭代表	1
教職員代表	8

(事業)

第4条 この会は、次の事項を審議する。

- (1) 教職員に対する研修
- (2) 教職員の研究発表会
- (3) 教職員の研究成果の刊行
- (4) その他目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 会議は必要に応じ教育長が召集し、会の運営を司るものとする。

附 則

この規則は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。